

# 東御市不育症治療費用助成の考え方

## ①助成条件

- ・法律上の婚姻をしている夫婦、または事実婚の関係にあること。
- ・夫婦双方または一方が、申請日の1年以上前から東御市に住民登録されていること。
- ・夫婦に市税等の滞納がないこと。
- ・他の地方公共団体から同一治療期間における不育症治療にかかる補助金の交付を受けていないこと。  
ただし、長野県不育症治療支援事業の補助金は除く。

## ① 長野県不育症支援事業の助成を受けていますか？

はい

いいえ

### 《必要書類》

- ・東御市不育症治療費補助交付申請書（請求書）
- ・医療機関等が発行する不育症治療の保険適用外診療にかかる領収書と明細書
- ・医療機関等が発行する治療等の証明書  
（薬局にあたっては医師処方薬の薬剤に限る）

### 《補助金交付額》

治療費の1/2の額で、上限10万円

必要書類を治療終了日から90日以内に市へ提出してください。

### 《必要書類》

- ・東御市不育症治療費補助交付申請書（請求書）
- ・医療機関等が発行する不育症治療の保険適用外診療にかかる領収書と明細書
- ・医療機関等が発行する治療等の証明書  
（薬局にあたっては医師処方薬の薬剤に限る）

### 《補助金交付額》

治療費ー長野県不育症治療支援事業助成費

2

東御市不育症治療費補助金交付額  
※上限10万円